

蒲郡市障害児・者日常生活用具等給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、在宅の障害者及び障害児に対し、日常生活用具及び住宅改修費（以下「用具等」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の対象者等)

第2条 この事業の対象者は、法第4条第1項及び第2項に定める障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）とする。

(用具等の種目、給付の対象となる障害、用具等の基準額及び耐用年数)

第3条 用具等の種目、支給の対象となる障害、用具等の給付基準額及び耐用年数は、日常生活用具給付基準表（別表第1）によるものとする。

- 2 用具等の給付を受けようとする者（障害児のときは、その保護者）が前項に定める基準額を超える用具等を購入する場合において、当該基準額を超える額を自己負担するときは、当該基準額を超える用具等を支給の対象とすることができるものとする。

(用具等の給付における介護保険法との調整)

第4条 障害者が介護保険法（平成9年法律第123号）第44条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者であり、同法第8条第12項に規定する福祉用具貸与に係る福祉用具の種目又は同法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給並びに同法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費の支給を受けることができるときは、同一種目の用具等を支給の対象としないものとする。

- 2 障害者が居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の要件に該当する場合で、介護保険法第27条第1項に規定する要介護認定又は同法第32条第1項に規定する要支援認定に係る申請がなされていないときは、当該用具等を給付しないものとする。

(給付の申請)

第5条 用具等の給付を受けようとする者（ただし、障害児のときは、その保護者

とする。以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(第1号様式)又は住宅改修費(居宅生活動作補助用具)給付申請書(第1号の2様式)により、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる日常生活用具の給付の申請をするときは、日常生活用具給付に関する意見書を添付しなければならない。

(1) 頭部保護帽(精神障害者保健福祉手帳所持者に限る。)、ネブライザー又は電気式たん吸引器にあつては、必要とするとき。

(2) 洗腸装具を除く紙おむつ等、収尿器、発電機及び外部バッテリー等にあつては、初めての支給の申請をするとき。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、日常生活用具給付調査書(第2号様式)又は住宅改修費給付調査書(第2号の2様式)により、当該身体障害者等の身体、介護及び家庭状況等を調査し、用具等の給付の適否を決定するものとする。

2 給付が適当と認めたときは、申請者に日常生活用具給付決定通知書(第3号様式)又は住宅改修費(居宅生活動作補助用具)給付決定通知書(第3号の2様式)により申請者に通知するとともに、日常生活用具給付券(第4号様式)又は住宅改修費(居宅生活動作補助用具)給付券(第4号の2様式)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、給付の必要がないと認めたときは、日常生活用具給付却下決定通知書(第5号様式)又は住宅改修費(居宅生活動作補助用具)給付却下決定通知書(第5号の2様式)を申請者に発行するものとする。

(支給の限度)

第7条 既に給付を受けている日常生活用具と同一の用具の再給付に係る申請について、前回の給付日から別表第1に定める耐用年数に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、天災その他やむを得ない事由による修理不能により日常生活用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 別表第1に定める耐用年数を経過した後においても、修理不能若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者等の日常生活用具の使用効果が向上す

る場合に限り、再給付することができるものとする。

- 3 日常生活用具の給付を受けようとする障害者等が本市への転入者であり、転入前において他市町村から当該用具の給付を受けている場合は、同一種目については、前2項の規定を準用するものとする。

- 4 住宅改修費（居宅生活動作補助用具）の再給付は、同一家屋については、行わないものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により住宅改修の必要が生じた場合において市長が認めたときは、この限りでない。

（用具等の給付）

第8条 市長は、用具等の給付を行う場合には、用具等の製作・販売・施工を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 市長は、業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるように、経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

- 3 診療報酬の対象となる用具の給付は、当該診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて行うものとする。

（費用負担等）

第9条 用具等（点字図書を除く。）の価格の100分の90を市長が支払うべき額（以下「公費負担額」という。）とする。また、用具等の価格が別表第1に定める基準額を超える場合は、基準額に基づき公費負担額を算定するものとする。

- 2 給付決定を受けた者（以下「利用者」という。）が支払うべき額は前項の公費負担額を除いた額とし、その合計額が同一給付月において別表第2に定める月額負担上限額を上回るときは、これを公費負担額とする。

- 3 別表第2に定める月額負担上限額は、別紙1「蒲郡市点字図書給付事業実施要綱」における利用者負担額及び別紙2「蒲郡市住宅改修費給付事業実施要綱」における利用者負担額を併せたものとする。

- 4 市長は、業者が利用者負担額を領収した事実を確認し、業者からの請求により、公費負担額を直接業者に支払うことができるものとする。

- 5 点字図書の給付については、別紙1に定めるところによるものとする。

- 6 住宅改修及び居宅生活動作補助用具の給付については、別紙2に定めるところによるものとする。

（費用請求）

第10条 業者が市長に請求できる額は、日常生活用具給付券に記載する公費負担額とする。

2 前項による公費負担額の請求は、日常生活用具給付券又は住宅改修費（居宅生活動作補助用具）給付券を添付して行うものとする。

（給付台帳の整備）

第11条 市長は、事業の実施にあたって、用具の給付状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（第6号様式）を整備しておくものとする。

（人工鼻及び排泄管理支援用具の特例）

第12条 市長は、障害者等の申請の手續の利便を考慮し、人工鼻及び排泄管理支援用具（収尿器を除く。）については、次に掲げるとおり給付券を一括交付できるものとする。

(1) 人工鼻、ストマ用装具及び洗腸装具を除く紙おむつ等は、暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付する。

(2) 前号に規定する給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付することができるものとする。

(3) 洗腸装具は、申請1回につき6か月分を一括交付する。

2 収尿器を除く排泄管理支援用具にあつては、障害者等が入院等により在宅でないときは、第1条の規定にかかわらず、給付の対象とすることができるものとする。

（遵守事項）

第13条 用具等の給付を受けた者は、当該用具をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（高額日常生活用具給付費）

第14条 障害者等が同一の月にこの要綱に定める日常生活用具事業等の利用に要した費用（別表の単価の100分の10相当額）の額、法第29条に規定する指定障害福祉サービス（介護給付費及び訓練等給付費）に要した費用の額、法第76条に規定する補装具の購入又は修理に要した費用の額、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所サービスの利用に要した費用の額、介護保険法（平成9年法律第123号）第24条第

2項に規定する介護給付等対象サービスのうち介護保険法施行令（平成10年政令第412号）で定めるサービスの利用に要した費用の額、蒲郡市地域生活支援事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額、蒲郡市訪問入浴サービス事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額及び蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額の合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条又は第45条で定める額のうち高い額を超えるときは、当該障害者等に対し、高額日常生活用具給付費を支給するものとする。

2 高額日常生活用具給付を受けようとする障害者等は、市長に申請（第7号様式）しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受理した場合は、内容を審査し適当と認めるときは速やかに高額日常生活用具給付費を支給するものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 施行日において現に用具を支給されているときは、給付された日を別表第1に定める耐用年数の始期とするものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月７日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和２年１２月２８日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市障害児・者日常生活用具等給付事業実施要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和８年７月１３日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市障害児・者日常生活用具等給付事業実施要綱の規定による第１号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第 2（第 1 0 条関係）

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護世帯	生活保護受給世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民税課税世帯	3 7， 2 0 0 円

※この表の世帯とは、障害者である場合にあっては、本人とその配偶者に限る。